

関係法令等

世界人権宣言 日本国憲法
 人権関係諸条約・法律
 教育基本法
 学習指導要領
 和歌山県人権施策基本方針
 和歌山県人権教育基本方針
 和歌山県同和教育基本方針
 学校教育指導の方針と重点
 子どもの権利条約
 障害者差別解消法

教育方針・目標

一人ひとりの障害・発達・生活の実態を正しくとらえ、すべての子どものもつ発達の可能性を最大限追求し、子どもを中心とした教育を創造する。よって、障害による種々の困難を主体的に改善・克服し、社会の一員としての自立をめざし、明るくたくましく生きる力を育む。

- (1) 健康でたくましく、主体的に生活を送る力をつける。
- (2) 生きる力としての学力・コミュニケーションの力を高める。
- (3) 働く力や生涯をとおして学んでいく力を高め、よりよい社会参加をめざす。

個別の教育支援計画

児童生徒・保護者・教師の願い

児童生徒の実態

- ・小学部・中学部・高等部があり、肢体不自由学級と知的障害学級を設置している。また愛徳分教室（小学部・中学部）には、肢体不自由学級がある。
- ・児童生徒の障害が多様化しており、障害の程度が軽度な児童生徒や精神障害者手帳を有する生徒が増加傾向にある。
- ・児童生徒の居住地は、和歌山市内南部、海南市、紀美野町である。
- ・寄宿舎が設置されており、生活の基盤を寄宿舎におく生徒もいる。

各学部の教育目標(学校として大切にしている4つの柱)

小学部	中学部	高等部
【生活】 ・基本的生活習慣を身に付け、主体的に学校生活を送る力をつける。 【からだ】 ・生理的基盤を整え、自らのからだをコントロールする力をつける。	【生活】 ・基本的生活習慣を確立し、主体的に生きる力を養う。 【からだ】 ・運動機能を高め、体力をつけ、様々な生活場面に生かす。 ・性に関する理解を深め、思春期の心と体を正しく認識する。	【生活】 ・自立心を養い、社会生活に参加し適応できる力をつける。 【からだ】 ・思春期から青年期を迎えるからだの変化を受け止め、健康なからだの育成をめざす。 ・生命の大切さを知り、自分や相手の命を大切にする思いを育む。
【学力】 ・認知力や興味・関心を高め、基礎学力を育む。	【学力】 ・認知・興味・関心を高め、コミュニケーションの力を養う。 ・基礎学力を高める。	【学力】 ・自ら学ぶ意欲を育て、学んだことを生活に生かせる力をつける。
【人との関わり】 ・教師や友だちとの関係を軸に、人やものにかかわる力を広げる。 ・個々に応じたコミュニケーション力をつける。	【人との関わり】 ・集団生活をとおして、仲間と共に協力する力や自主的に活動する力をつける。 ・身近な地域生活をとおして、社会性を育む。	【人との関わり】 ・自分の気持ちを伝えることや、仲間と共に意見を出し合い問題を解決していく力をつける。 ・自分や仲間の個性を認め合い、共に助け合う心を育む。

人権教育方針

- ①自分の人権の大切さに気づき、あわせて他の人々の人権を大切にする心を育てる。
- ②生活の中にある人権問題に気づき、問題解決のための実践力をつける。

人権教育重点目標

- 心身の調和的発達
 - ・外界とのかかわりを通して、よりよく生きていこうとする力を育む。
- 自己尊重の感情
 - ・自分を価値ある存在だと思う感情を育む。
- 仲間づくり
 - ・仲間と共に行動しようとする。
- コミュニケーションの力
 - ・自分の思いを伝え、相手の思いを聞く力を育む。
- 人権の意義・内容(きまりや約束を守る)
 - ・誰もが自分らしく生き生きと生活するためにきまりがあることを知る。
 - ・きまりや約束を守り、自分の役割を果たそうとする。

個別の指導計画

各教科・領域等の指導

- ・生徒指導
- ・教育相談
- ・進路指導
- ・交流及び共同学習
- ・寄宿舎による生活自立指導

家庭・地域との連携

関係機関・学校間との連携

教職員の研修